

社会福祉法人 永仁会

グループホーム SAKURA

重要事項説明書

重要事項説明書

〈令和8年6月1日 現在〉

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口（相談・要望・苦情）

電話 04-2963-4888

担当 管理者 伊藤 由起

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

苦情解決制度

- ・苦情解決責任者 施設長 上田 修一 04-2963-4801
- ・苦情受付担当者 施設介護課長 横田 健吾 04-2963-4803
- ・第三者委員 元入間市連合区長会長 福島 隣一 04-2962-4510
元社会福祉法人永仁会施設長 井上 初男 04-2952-9952

その他の相談先

- ・入間市健康推進部介護保険課 04-2964-1111
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係
048-824-2568
(苦情相談専用)
- ・埼玉県運営適正化委員会 福祉サービス苦情相談係
048-822-1243

服薬管理責任者・医療に関する緊急時の責任者・・・医務室 看護師長 谷島 幸枝

2 グループホーム SAKURA の概要

(1) 提供できるサービスの種類 認知症対応型共同生活介護等サービス及び付随サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	グループホーム SAKURA
所在地	埼玉県入間市大字小谷田1656番地1
介護保険事業者番号	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (埼玉県1172800516)

グループホーム SAKURA の目的

要介護状態の認知症のある利用者について、介護サービスに基づき、家庭的な環境の中で、入浴、排泄、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的とします。

グループホーム SAKURA の運営方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 利用者が自立した日常生活を営むことができるように、家庭的な環境の下で、介護や日常生活上のお世話及び機能訓練を行います。
- ③ 地域との結びつきを重視し、市町村、各居宅サービス事業者、保健医療・福祉サービス提供者との連携に努めます。
- ④ 安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

(3) 施設の職員体制

＜単位：人＞

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1		サービス管理全般
計画作成担当者	2		認知症対応型共同生活介護等計画作成
介護職員	5	4	日常介護業務

(4) 施設の設備概要

定員 12人（6人×2ユニット）

居室・設備の種類	室数	備考
居室（1人部屋）	18室	ベッド・トイレ・洗面付き
食堂	2室	台所付き
浴室	2室	一般浴

3 サービス内容

① 食事

- ・ 栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の残存能力を考慮して自立支援のため、食事作りに加わって頂く機会を多く持ちます。
- ・ 食事時間は制限いたしません。おおよその目安は、
朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ です。

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭をケアプランに基づいて行います。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 利用者の心身などの回復を図る「生活リハビリ」を中心に機能訓練活動を行います。

⑤ 生活サービス

- ・ 日常生活上の世話（離床・着替え・整容・口腔ケア・掃除・洗濯など）を、利用者の能力に応じて援助します。

- ⑥ その他自立への支援
 - ・ 残された能力が最大限発揮できるよう、生活意欲が引き出せるよう、利用者の趣味・嗜好に応じて多様なプログラムを取り入れます。
- ⑦ 健康管理
 - ・ 日々簡単な健康チェックを行います。
- ⑧ 緊急時の対応
 - ・ 利用者に容体の変化などがあった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。
- ⑨ 安全管理
 - ・ 防災、避難訓練など設備を含め安全面に常時配慮しています。
- ⑩ 行政手続き代行
 - ・ 行政手続きの代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし、手続きに係る経費は、その都度お支払い頂きます。
- ⑪ 相談及び援助
 - ・ 利用者とそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。

4 サービス利用料金

(1) 介護保険対象費用

平成27年8月1日から、新たに「介護保険負担割合証」が各市区町村から発行されています。

「介護保険負担割合証」の「利用者負担の割合」が「1割」又は「2割」若しくは「3割」で利用料金が異なりますので、ご注意ください。

尚、以下の料金（「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護費」、「加算料金」）は、「利用者負担の割合」を「1割」で記載しています。

「2割」及び「3割」の利用料金を含め、詳細は別紙の利用料金表をご参照ください。

< (介護予防) 認知症対応型共同生活介護費 > (1日あたりの自己負担分)

要介護度	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ)
要支援2	749円
要介護1	753円
要介護2	788円
要介護3	812円
要介護4	828円
要介護5	845円

< 加算料金 >

A：当施設で入所者全員が該当する加算料金

- 医療連携体制加算：1日37円（※要支援2の方は対象外です。）
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：1日22円
- 科学的介護推進加算（Ⅰ）：月40円
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ）：21.0%（31日の自己負担分）

B：当施設で該当することとなった場合のみ発生する加算料金

- 初期加算（新規入所後30日間・入院30日超後の退院後も同様）：1日30円
- 夜間支援体制加算（Ⅰ）：1日50円
- 夜間支援体制加算（Ⅱ）：1日25円
- 若年性認知症利用者受入加算：1日120円
- 医療連携体制加算（Ⅰ）イ：1日57円
- 医療連携体制加算（Ⅱ）ロ：1日47円
- 医療連携体制加算（Ⅲ）ハ：1日37円
- 医療連携体制加算（Ⅱ）ニ：1日5円
- 入院時費用（月6日を限度）：1日246円
- 口腔衛生管理体制加算：月30円
- 口腔・栄養スクリーニング加算：1回20円（6月に1回を限度）
- 生活機能向上連携加算（Ⅰ）：月100円
- 生活機能向上連携加算（Ⅱ）：月200円
- 退居時相談援助加算：1日400円（一人につき1回までが限度）
- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）：1日3円
- 認知症専門ケア加算（Ⅱ）：1日4円
- 科学的介護推進体制加算：月40円
- 看取り介護加算（看取り介護の同意確認書に書名・捺印された場合）
 - 死亡日以前31～45日：1日72円
 - 死亡日以前4～30日：1日144円
 - 死亡日の前日・前々日：1日680円
 - 死亡日：1日1,280円

※看取り介護加算について、要支援2の方は対象外です。

- 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）：月100円
- 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：月10円
- 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）：月150円
- 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）：月120円
- 新興感染症等施設療養費：月240円
- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）：月10円
- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）：月5円
- 退居時情報提供加算：1回250円
- 協力医療機関連携加算：月100円 月40円

※料金についてご不明なことがございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

<地域区分>入間市（6級地6%） 10.27円

※（（介護予防）認知症対応型共同生活介護費+該当加算料金）×10.27円＝1日あたりの介護保険対象費用。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が自己負担となります。

	日 額	月額
住居費		68,000円
水道光熱費		15,000円
食材費	1,575円	47,250円(30日の場合)
オムツ・パッド代		実 費
行政代行手続		実 費
レクリエーション等		材 料 費 実 費
希望食(外注)		実 費

※医療機関への入院や外出・外泊等でご不在となる期間がある場合でも、利用契約を解約し退去なさらなければ住居費・水道光熱費はご負担いただきます。

(3) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求書をお渡しします。お支払い方法は口座振替(自動払込)とし、毎月28日(28日が金融機関休業日のときは翌日営業)に振替させていただきます。入金確認後、領収書を発行します。

(4) 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明をしご承諾をいただきます。

5 退所の手続

(1) 契約の終了

以下の事由に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 利用者の要介護状態区分が変更され、自立または要支援1と認定されたとき。
- ② 利用者が死亡したとき。
- ③ 利用者が契約書第9条により解約したとき。
- ④ 事業者が契約書第10条により解約したとき。
- ⑤ 利用者が共同生活住居を離れて3ヶ月を経過したとき、または3ヶ月以上離れることを予定して他所へ移転したとき。
- ⑥ 利用者が、他の介護保険施設へ入所することとなったとき。

(2) 利用者による契約終了

- ① 利用者は事業者に対し、1週間前までに予告することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- ② 利用者は、以下の事由に該当した場合には、直ちにこの契約を解約できます。
 - ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ・事業者が、守秘義務に違反した場合。
 - ・その他、介護保険法関連法令及びこの契約などに定める事項に著しく違反した場合。

(3) 事業者による契約終了

- ① 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ② 利用者が次の各号の事由に該当する場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ・利用料その他事業者に支払うべき費用を支払い期限から30日以上滞納したとき。
 - ・当共同生活住居を損傷する行為を反復したとき。
 - ・入院治療が必要となるなど利用者が自ら介護サービスを利用することが困難となったとき。
 - ・他の利用者の生活または健康に重大な危険を及ぼし、または他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなしたとき。
 - ・利用者またはその家族が事業者や職員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったとき。

6 事故発生時の対応について

(1) 身元引受人等への連絡

利用者が転倒等により、怪我を負われる等の事故が発生した際は、身元引受人等に事故状況の報告及び説明のため、速やかに連絡を行います。

(2) 医療機関への受診

事故に伴う利用者の怪我の程度について、当法人の看護職員又は医師が、医療機関への受診が必要と判断した場合は、協力病院又は対応が可能な医療機関へ速やかに受診できるよう対処します。

(3) 行政機関への連絡

事故発生の状況や事故に伴う利用者の怪我の程度について、行政機関に報告が必要とされる場合は、速やかに事故報告の連絡を行います。

(4) 事故に伴う損害の賠償

事故に伴う利用者の怪我等のうち、事業者の責任により利用者が生じた損害については、「社会福祉法人永仁会グループホームSAKURA利用契約書」第13条の規定に基づいて、その損害の賠償責任を負い、速やかに賠償に必要な手続き等を行います。

ただし、事故の発生が不可抗力によるとき、事業者は賠償の責めを負わないものとします。

7 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、身元引受人等に速やかに連絡いたします。

緊急時連絡先①	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
緊急時連絡先②	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

8 その他

重要事項説明日 令和 年 月 日

社会福祉法人永仁会 グループホーム SAKURAのご利用にあたり、利用者及び身元引受人又は利用者、代理人及び身元引受人に対して書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 埼玉県入間市大字小谷田1656番地1

事業者名 社会福祉法人 永仁会
事業所名 グループホーム SAKURA

代表者名 理事長 永田 雅良 印

説明者 所属

氏 名 印

私は、本書面により、事業者から社会福祉法人 永仁会 グループホーム SAKURAについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏 名 印

代理人 ※該当する項目のいずれかに○印

1 法定後見 (後見 ・ 保佐 ・ 補助)
〈登記番号〉

2 任意後見
〈登記番号〉

3 その他 (委任状)

住所

氏 名 印

身元引受人 住所
(主たる家族等)

氏 名 印